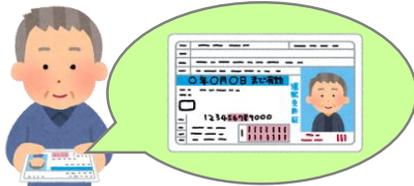


## ガソリンを携行缶で購入される皆様へ



令和元年7月に発生した京都府の爆発火災を受け、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第67号)が公布され、令和2年2月1日より、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、以下のとおり義務付けられました

### ✓ 本人確認(運転免許証の提示など)



### ✓ 使用目的の確認



### ✓ 販売記録の作成

※販売事業者が作成します



### ガソリンを取り扱う時の注意事項



- ✓ 必ずガソリン携行缶を使用してください!  
※ガソリンを灯油用ポリ容器に入れることはできません!
- ✓ ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意してください!
- ✓ セルフスタンドでのガソリン容器への詰め替えは  
必ずガソリンスタンド従業員に依頼してください!

【外部サイト】総務省消防庁「ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等について」

ガソリンの適正な使用のため、ご理解とご協力をお願いいたします。



千曲坂城消防

Chikuma Sakaki Fire Dept

【問合せ先】

千曲坂城消防本部 予防課 危険物係  
☎026-276-0119(代)